

特定非営利活動法人の設立の認証を受けられた方へ

特定非営利活動法人の設立の認証を受けた場合、次により法人設立の登記、設立登記完了の届出等の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

1 設立の登記

設立を認証された法人は、通知を受けた日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において設立の登記をしなければなりません。

設立の登記をしたことによって、法人は成立します。

主たる事務所以外にも事務所を有する場合は、その事務所の所在地を管轄する法務局において、設立の登記をした後、2週間以内に登記しなければなりません。

設立の登記に必要な書類や提出部数など詳細については、管轄の法務局にお問い合わせください。

2 設立登記完了の届出等

設立の登記をした法人は、遅滞なく登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した登記完了届出書を旭川市に提出してください。

提出書類		提出部数	提出先
■設立登記完了届出書（別記第2号様式）		1部	〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市市民生活部 市民活動課市民活動係 （旭川市役所総合庁舎4階）
■設立の登記をしたことを証する登記事項証明書		1部	
閲覧又は謄写書類	●定款	各2部	
	●役員名簿		
	●設立の初年度及び翌年度の事業計画書		
	●設立の初年度及び翌年度の活動予算書		
	●設立時の財産目録（登記申請時のもの）		
●設立の認証に係る認証書の写し（コピー）			
●登記に関する書類の写し（登記事項証明書のコピー）			

法人設立後、必要に応じて関係する官公庁へ届出を行わなければなりません。

詳細は、それぞれ管轄の官公庁へお問い合わせください。

- ・税務署： 国税関係（法人税法上の収益事業の開始、給与支払いの開始等）
- ・上川総合振興局課税課： 道税関係（法人道民税等）※届出必須
- ・旭川市税務部市民税課： 市税関係（法人市民税等）※届出必須
- ・労働基準監督署： 労働保険関係（労災保険）
- ・公共職業安定所： 労働保険関係（雇用保険）
- ・社会保険事務所： 社会保険関係（健康保険、厚生年金保険）

※事業内容や雇用形態に係らず道税と市税に関する届出は必須になりますので御注意ください。

※裏面に続く

このほか、今後、旭川市への提出が必要となるものとしては、次のとおりです。

- 事業報告書等（法第29条） ※毎事業年度
- 役員変更等届（法第23条） ※役員更新時又は変更時
- 定款変更認証申請書（法第25条第3項） → 認証後、効力が発生
- 定款変更届（法第25条第3項、第6項） → 法に定める事項のみ
- 定款の変更の登記完了提出書（法第25条第7項）
- 定款変更に関する閲覧に係る書類提出 → 認証後、提出

提出の時期・書式等は、「特定非営利活動法人の手引」をご覧ください。